

**市民税・県民税(個人住民税)  
税額決定通知書の見方**

年度 市民税・県民税 税額決定通知書

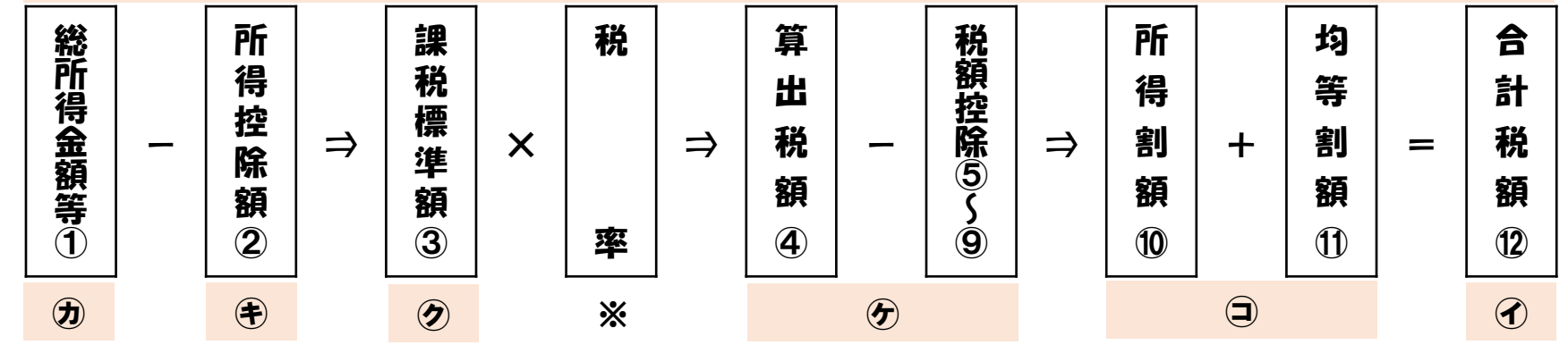
年度市民税及び県民税を次のとおり課税しましたので通知します。

課税計算のしかたは裏面にあります。

所得の内訳	単位 (円)	整理番号	調定番号	税額の区分	市民税 (円)	県民税 (円)
総所得金額等①		ア		算出税額④		
所得控除の内訳	単位 (円)			調整控除額⑤		
雑損・医療				税額控除額⑥		
配偶者特別基礎				住宅借入金等控除額⑦		ケ
所得控除合計②				寄附金税額控除額⑧		
繰越損失額				配当割額・株式譲渡所得割額控除額⑨		
課税標準額③	単位 (円)			計 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)		コ
総所得				均等割⑩		
分離短期譲渡				合計税額 (⑩+⑪)		
分離長期譲渡				市民税及び県民税の合計額 (⑫の計)		
株式等の譲渡				給与からの特別徴収税額⑬		イ
先物取引				公的年金からの特別徴収税額⑭		
山林所得				普通徴収による納付額 (⑬-⑭-⑮)		
				所得割より控除できなかった配当割額・株式譲渡割額⑯		
				納める税額		
				第1期		エ
				第2期		
				第3期		
				第4期		
				納期限	第1期	ウ
					第2期	
					第3期	
					第4期	
				特別徴収を行う公的年金の支払者の名称	特別徴収を行う公的年金の種類	
				支払者の法人番号		
				徴収月	徴収税額 (円)	徴収月
				本年度分		仮徴収
					シ	サ
				翌年度分		
					ス	

◎市民税・県民税の賦課について  
市民税・県民税は 年1月1日現在の住所が小松市にある人または住所はないが家屋敷・事務所などがある人に対して課税されます。したがって 年の途中で他市町村に転出されても、年度の市民税・県民税は小松市に納付していただくことになります。また、年1月2日以降に亡くなられた場合でも、年度の市民税・県民税は相続人の方が代わって納付していただくことになります。

市民税・県民税の計算



※ 分離課税分は、給与等のほかの所得と区分し、分離課税用の税率で計算します。税率は納税通知書の裏面に記載しています。

- 【整理番号】 お問い合わせの際に、この番号をお伺いすることがあります。
- 【市民税及び県民税の合計額】 1年間に納める市県民税の合計額 (⑭~⑯の合計額)  
 ▶ 最大で3通りの納付方法で納めていただくこととなりますが、年間の税額を算出してからそれぞれの納付方法に割り振っているため、二重払いになることはありません。  
 【⑭給与からの特別徴収税額】 給与から差し引かれる税額  
 【⑮公的年金からの特別徴収税額】 年金から差し引かれる税額  
 【⑯普通徴収による納付額】 納付書で納める、または口座から振替となる税額
- 【口座振替】 納付方法が口座振替の方のみ表示しています。
- 【普通徴収】 普通徴収税額⑯を各期ごとに分割した税額と納期限が記載されています。  
 ▶ 再就職されている場合、納期の到来していない「普通徴収税額」分について「特別徴収（給与天引き）」への切替ができる場合があります。切り替えを希望される場合には、お勤め先から市役所に手続きをしていただく必要があるため、本通知書を持参してお勤め先の給与担当者にご相談ください。
- 【所得の内訳】 住民税の算定には、所得金額を用います。  
給与と公的年金等は、決められた計算に基づいて収入金額から所得金額を算出しています。  
年金所得は雑所得に含まれます。
- 【①総所得金額等合計】 損失の繰越控除後の総合課税分の所得の合計金額が記載されています。
- 【②所得控除合計】 各控除の合計額が記載されています。  
※市県民税と所得税では、所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。
- 【③課税標準額】 税額計算の基礎となる額が記載されています。  
各所得を合算して所得割額を計算する「総合課税分（総合課税分-②所得控除合計）」と、ほかの所得とは区別して計算する「分離課税分」の2種類あります。
- 【④算出税額】 所得区分の種類ごとの課税標準額に税率を乗じて、市県民税の所得割額（税額控除前）を算出しています。税率は納税通知書の裏面に記載しています。  
 【税額控除】 調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の金額が記載されています。主な税額控除の計算方法などは納税通知書の裏面に記載しています。  
 ▶ よくある質問：ふるさと納税をしたのに控除されていない。  
 回答：「確定申告をしてワンストップ特例制度の適用除外になった。」  
 「確定申告の際に申告書二表の住民税欄に記載漏れがあった。」といったケースがよく見受けられます。

【年金特別徴収】 年金所得にかかる市県民税は、令和3年4月1日現在において公的年金を受給している65歳以上の方は、原則として公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。  
 ▶ 年金特別徴収開始1年目の方  
 今年度の年金特別徴収税額⑮の半分の金額を普通徴収（第1期・第2期）の方法で納めていただき、残りの金額を3回にわけ10月・12月・翌2月に支給される公的年金から差し引きます。  
 ▶ 年金特別徴収2年目以降の方  
 年6回の公的年金支給時に特別徴収となりますが、前半の4月・6月・8月は仮徴収となります。  
 【サ】本年度分の仮徴収 前年度の年金特別徴収税額の6分の1ずつの金額が徴収されます。  
 【シ】本年度分の本徴収 今年度の年金特別徴収税額⑮から仮徴収分⑯を差し引いた残りの金額が徴収されます。  
 【ス】翌年度分の仮徴収 今年度の年金特別徴収税額⑮の6分の1ずつの金額が徴収されます。